

廃置分合議案の文案について

廃置分合申請についての議案	2
廃置分合に伴う財産処分に関する協議についての議案	3
廃置分合に伴う財産処分に関する協議書案	4
廃置分合に伴い設置される薩摩川内市の議会の 議員の定数に関する協議についての議案	6
廃置分合に伴い設置される薩摩川内市の議会の 議員の定数に関する協議書案	7
廃置分合に伴う経過措置に関する協議についての議案	9
廃置分合に伴う経過措置に関する協議書案	10
廃置分合に伴い設置される薩摩川内市の議会の 議員の定数に関する協議についての告示案	12
廃置分合に伴う経過措置に関する協議についての告示案	13
参照条文	14

議案第〇〇号

川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成16年10月12日から川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村を廃し、その区域をもって薩摩川内市を設置することを鹿児島県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成〇〇年〇〇月〇〇日提出

〇〇（市町村）長 氏 名

提 案 理 由

平成16年10月12日に川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村を廃し、その区域をもって薩摩川内市を設置することについて、鹿児島県知事に申請したいが、これについては、地方自治法第7条第5項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

議案第〇〇号

川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成16年10月12日から川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村を廃し、その区域をもって薩摩川内市を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村と協議の上定めることについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成〇〇年〇〇月〇〇日提出

〇〇（市町村）長 氏 名

それぞれ自分の市町村名を削る。
（例）川内市が提案する場合は、「薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村と協議の上・・・と記載。
鹿島村が提案する場合は、「・・・同郡上甑村及び同郡下甑村と協議の上・・・と記載。

提 案 理 由

平成16年10月12日に川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村を廃し、その区域をもって薩摩川内市を設置することに伴う財産処分について、川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村と協議の上定めることとしたいが、これについては、地方自治法第7条第5項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成16年10月12日から川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村を廃し、その区域をもって薩摩川内市を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、次のとおり定めるものとする。

川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村の財産は、すべて薩摩川内市に帰属させる。

平成16年 月 日

川内市長 森 卓 朗

樋脇町長 黒 瀬 一 郎

入来町長 福 元 忠 一

東郷町長 森 菌 正 堂

祁答院町長 今 村 松 男

里 村 長 塩 田 至

上甕村長 藏 元 欽一郎

下甕村長 町 弘 道

鹿島村長 尾 崎 嗣 徳

議案第〇〇号

川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村の廃置分合に伴い設置される薩摩川内市の議会の議員の定数に関する協議について

平成16年10月12日から川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村を廃し、その区域をもって薩摩川内市を設置することに伴う、薩摩川内市の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、別紙のとおり川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村と協議の上定めることについて、同条第10項の規定により、議会の議決を求める。

平成〇〇年〇〇月〇〇日提出

〇〇(市町村)長 氏 名

それぞれ自分の市町村名を削る。

(例)川内市が提案する場合は、「薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村と協議の上・・・と記載。

鹿島村が提案する場合は、「・・・同郡上甑村及び同郡下甑村と協議の上・・・と記載。

提 案 理 由

平成16年10月12日に川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村を廃し、その区域をもって薩摩川内市を設置することに伴い設置される薩摩川内市の議会の議員の定数について、地方自治法第91条第7項の規定に基づき、川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村と協議の上定めることとしたいが、これについては、地方自治法第91条第10項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村の廃置分合に伴い設置される薩摩川内市の議会の議員の定数に関する協議書

平成16年10月12日から川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村を廃し、その区域をもって薩摩川内市を設置することに伴う、薩摩川内市の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、次のとおり定めるものとする。

薩摩川内市の議会の議員の定数は、34人とする。

平成16年 月 日

川内市長 森 卓 朗

樋脇町長 黒 瀬 一 郎

入来町長 福 元 忠 一

東郷町長 森 菌 正 堂

祁答院町長 今 村 松 男

里 村 長 塩 田 至

上甌村長 藏 元 欽一郎

下甌村長 町 弘 道

鹿島村長 尾 崎 嗣 徳

議案第〇〇号

川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成16年10月12日から川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村を廃し、その区域をもって薩摩川内市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）による経過措置を、別紙のとおり川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村と協議の上定めることについて、同法第6条第8項及び同法第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成〇〇年〇〇月〇〇日提出

〇〇(市町村)長 氏 名

それぞれ自分の市町村名を削る。
(例)川内市が提案する場合は、「薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村と協議の上・・・と記載。
鹿島村が提案する場合は、「・・・同郡上甑村及び同郡下甑村と協議の上・・・と記載。

提 案 理 由

平成16年10月12日に川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村を廃し、その区域をもって薩摩川内市を設置することに伴い、議会の議員の定数及び農業委員会の委員の任期等に関する特例について、川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村と協議の上定めることとしたいが、これについては、市町村の合併の特例に関する法律第6条第8項及び同法第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甌村、同郡下甌村及び同郡鹿島村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成16年10月12日から川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甌村、同郡下甌村及び同郡鹿島村（以下「設置関係市町村」という。）を廃し、その区域をもって薩摩川内市を設置することに伴う、薩摩川内市の議会の議員の定数等及び設置関係市町村の農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という）により、下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の定数等について

薩摩川内市における最初に行われる選挙により選出される議会の議員の定数については、合併特例法第6条第1項の規定を適用し、44人とする。また、当該選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、合併前の各市町村の区域ごとに選挙区を設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

川内市の区域 25人
薩摩郡樋脇町の区域 4人
薩摩郡入来町の区域 3人
薩摩郡東郷町の区域 3人
薩摩郡祁答院町の区域 3人
薩摩郡里村の区域 1人
薩摩郡上甌村の区域 2人
薩摩郡下甌村の区域 2人
薩摩郡鹿島村の区域 1人

なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区を設置しない。

2 農業委員会の委員の任期等について

薩摩川内市に川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町の1市4町及び薩摩郡里村、同郡上甌村、同郡下甌村、同郡鹿島村の4村をそれぞれ区域とする二つの農業委員会を置き、設置関係市町村において農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第3項の規定を適用し、平成17年4月30日までの間、引き続き薩摩川内市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成16年 月 日

川内市長 森 卓 朗

樋脇町長 黒 瀬 一 郎

入来町長 福 元 忠 一

東郷町長 森 菌 正 堂

祁答院町長 今 村 松 男

里 村 長 塩 田 至

上甕村長 藏 元 欽一郎

下甕村長 町 弘 道

鹿島村長 尾 崎 嗣 徳

〇〇（市町村）告示第〇〇号

平成16年10月12日から川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甌村、同郡下甌村及び同郡鹿島村を廃し、その区域をもって薩摩川内市を設置することに伴う、薩摩川内市の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により別紙のとおり川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甌村、同郡下甌村及び同郡鹿島村と協議の上定めたので告示する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇（市町村）長 氏 名

それぞれ自分の市町村名を削る。

（例）川内市が告示する場合は、「薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甌村、同郡下甌村及び同郡鹿島村と協議の上・・・と記載。

鹿島村が告示する場合は、「・・・同郡上甌村及び同郡下甌村と協議の上・・・と記載。

（※ 協議書添付）

〇〇（市町村）告示第〇〇号

平成16年10月12日から川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甌村、同郡下甌村及び同郡鹿島村を廃し、その区域をもって薩摩川内市を設置することに伴う、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）による経過措置を、別紙のとおり川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甌村、同郡下甌村及び同郡鹿島村と協議の上定めたので告示する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇（市町村）長 氏 名

それぞれ自分の市町村名を削る。
（例）川内市が告示する場合は、「薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甌村、同郡下甌村及び同郡鹿島村と協議の上・・・と記載。
鹿島村が告示する場合は、「・・・同郡上甌村及び同郡下甌村と協議の上・・・と記載。

（※ 協議書添付）

※ 参考

廃置分合議案・参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合・・・略・・・は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2～4 略

5 第1項・・・略・・・の申請・・・略・・・については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6・7 略

財産処分議案・参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合・・・略・・・は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2・3 略

4 第1項・・・略・・・の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 ……略……前項の……略……協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6・7 略

議員定数議案・参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村議会の議員の定数）

第91条 略

2～6 略

7 ……略……市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部……略……が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の一部……略……となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のとき

は設置関係市町村の協議により、・・・略・・・あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8・9 略

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

経過措置議案・参照条文

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。・・・略・・・

2～7 略

8 第1項・・・略・・・の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、・・・略・・・

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数・・・略・・・の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。・・・略・・・

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 略

2 略

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合・・・略・・・においては、・・・略・・・前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。・・・略・・・

4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。